

成田市立図書館電子書籍サービスシステム調達及び運用業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成田市立図書館（以下「図書館」という。）の電子書籍サービスシステム調達及び運用業務の委託について、公募型プロポーザル方式による事業者の選定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(調達内容)

第2条 調達内容は、次のとおりとする。

- (1) 貸出型の電子書籍サービスシステムの調達
- (2) 貸出型の電子書籍サービスの障害対応及び保守等を含む維持管理
- (3) 電子書籍の選定支援及び利用契約
- (4) 貸出型の電子書籍サービスの運用支援

(選定委員会)

第3条 事業者の選定事務を行うため、図書館に成田市立図書館電子書籍サービスシステム調達及び運用業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会の運営に必要な事項は、別途、成田市立図書館電子書籍サービスシステム調達及び運用業務委託事業者選定委員会設置要綱で定める。

(参加資格)

第4条 プロポーザルに参加する者は、成田市立図書館電子書籍サービスシステム調達及び運用業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項に記載する要件を満たす者とする。

(参加申込)

第5条 プロポーザルに参加を申請する者は、選定委員会に参加申請書を提出しなければならない。

(審査)

第6条 選定委員会は、参加申請書が提出されたときは、参加資格を審査した上で、成田市立図書館電子書籍サービスシステム調達及び運用業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領に基づき、第一次審査基準に基づく審査を行い、第二次審査進出者を決定する。

2 選定委員会は、第一次審査の評価及び第二次審査基準に基づく審査により、第二次

審査進出者の評価順位を定める。

(優先交渉権者及び次順位交渉権者の確定)

第7条 選定委員会は、第二次審査進出者の評価順位が第一位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者の順位を確定し、その旨を通知する。

2 前項の確定通知を受けた者は、その受けた日から5日以内に承諾届または辞退届のいずれかを選定委員会に届出なければならない。

(受託予定者の決定)

第8条 選定委員会は、承諾届を出した優先交渉権者と協議し、仕様書の内容を確定した上で、教育長に報告しなければならない。

2 教育長は、前項の報告を受け、受託予定者を決定し通知する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、成田市立図書館電子書籍サービスシステム調達及び運用業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項は選定委員会が別に定める。